

習志野市農業委員会総会議事録

平成26年第4回習志野市農業委員会総会は平成26年4月22日（火）
J A千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 14名出席 欠席 3名

※ 16番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1 番 村山 龍平	2 番 三代川 正夫	3 番 中台 孝政
4 番 木村 静子	5 番 飯生 良	6 番 斉藤 健次
7 番 市瀬 健治	8 番 海老原 健治	9 番 田久保 武士
10 番 伊藤 和彦	11 番 相原 和幸	12 番 吉野 吉雄
13 番 塩田 幸太郎	14 番 合間 正秋	15 番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 6 番 斉藤 健次 7 番 市瀬 健治

1. 議案審議結果

上 程 5 件 承 認 5 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午 前 11 時 20 分

1. 付議事項

- ・議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第18号 平成26年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について
- ・議案第19号 特定農地貸付承認申請について
- ・議案第20号 生産緑地のあっせん結果について
- ・議案第21号 生産緑地のあっせん結果について
- ・報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	皆様、お早うございます。 只今より平成２６年 第４回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員は１０番、伊藤 和彦委員 ・１２番 吉野 吉雄委員ならびに１５番 三橋 久吉委員より 欠席の報告をいただいています。 よって３名の欠席者と １名の欠員を含め１８名中 １４名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。 ６番 斉藤 健次委員 ７番 市瀬 健治委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案の上程件数は５件でございますが、議案第１８号は 平成２６年度 習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について 審議いたしますが、５件の継続申請を１つの議案としてまとめ 審議するもので全件数は９件の案件を扱うことになります。 ここで総会に入る前に、２６年度 農政課予算の説明を農政課職員 より説明を頂き、農業委員会の予算の説明をした後に、総会の審議に 入りたいと思いますが宜しいでしょうか。
各委員	・・・・・・・・各委員 異議なしの声・・・・・・・・
議 長	それでは、農政課職員が待機していますので、 事務局は職員を案内してください。 農業関係の２６年度 予算説明が終わるまでの間、 暫時休憩いたします。
農政課職員	・・・・・・・・農政課の予算説明・質疑・・・・・・・・
事務局	・・・・・・・・農業委員会の予算説明・質疑・・・・・・・・
議 長	農政課・農業委員会予算の説明も終わりましたので

事務局長	休憩前に戻り会議を続けます。 それでは、事務局より議案第 17 号の朗読をお願いします。 議案説明を求めます。 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第 48 条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。 平成 26 年 4 月 22 日提出 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●番●●●●㎡ 2 権利の内容 転用を伴う所有権移転 記載はしていませんが建売分譲住宅4棟の転用計画です。 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 株式会社 ●●●●●● 代表取締役 ●●●●●● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●号 ●●●●●●
議 長	これより、議案第 17 号の現地調査報告を 13 番 塩田 幸太郎委員よりお願いします。
塩田委員	議案第 17 号「農地法第 5 条の許可申請」について、調査報告をいたします。 調査は、4 月 15 日に 16 名の委員と事務局 2 名、譲受人の●●●●●● 代理人の設計士の立会いで行いました。 申請地は、案内図にあるとおり、●●●●●●を奥に入ったところで、申請地周辺は住宅が多く立ち並び、今回 4 棟の建売分譲住宅に転用するものです。 平成 22 年 2 月に、●●●●●● が 11 棟の建売分譲住宅の許可を受け、●●さんは農地の一部を道路用地として提供し、残った農地を今まで、管理を行ってまいりました。

議 長	●●●●さんにつきましては、昨年度納税猶予が終了したということもあり、今回の申請をされたという事です。 次に他法令関係ですが、開発行為に伴う公有財産の同意書は添付されております。残土条例につきましては残土の搬入は行わないため不要、埋蔵文化財も社会教育課と協議済みです。概略につきましては以上です。
事務局長	次に議案第１７号の審議に入ります。 議案第１７号について、ご意見、ご質問等の有る方は挙手願います。
議 長	参考までですが、●●●●●●●●●●さんにつきまして前回１１棟の建売分譲を平成２２年に行ったのですが、この時、総会に呼んでおりました。 そこで質問の中で申請内容と違う内容をお答えいただいたので、１ヶ月間審議を保留することで伸ばした経緯がございます。
中台委員	中台委員どうぞ
事務局長	農地の売買価格なども提出されるのですか。
議 長	提出してもらっています。 申請書に資金計画の中で記載されています。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第１７号 農地法第５条の規定による許可申請について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第１７号は許可相当として、県に進達することといたします。 続きまして、議案第１８号 平成２６年度 習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について事務局より議案説明を求めます。 尚、この議案第１８号は、継続申請でございますが５名の方々からそれぞれ申請が出ていますので、一括で議案の朗読と説明を事務局よりお願いします。 また、利用集積の継続申請との事ですので、現地調査報告は行っていません。

従いまして、調査報告は行いません。
それでは、事務局お願いします。

平成26年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について

平成26年4月22日提出

習志野市●●●丁目●●●●番 ●●●m²

習志野市●●●丁目●●●●番 ●●●m²

2 筆合計 ●●●●●m²

使用貸借権設定

譲受人 習志野市●●●丁目●番●●号 ●●●●

議渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●●●●

平成26年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について

平成26年4月22日提出

習志野市●●●丁目●●●●番● ●●●m²

使用貸借権設定

譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●番●●号 ●●●●●

議案第18－3号

平成26年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積第2号（案）の提出があったので意見を求める。

平成26年4月22日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●●丁目●●●●番 ●●●●●㎡

2 権利の内容

使用貸借権設定

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●●●●

議案第18－4号

平成26年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積第2号（案）の提出があったので意見を求める。

平成26年4月22日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●●番● ●●●●●㎡

習志野市●●●丁目●●●●番● ●●●●㎡

習志野市●●●丁目●●●●番 ●●●●●㎡

習志野市●●●丁目●●●●番 ●●●●●㎡

4筆合計 ●●●●●㎡

2 権利の内容

使用貸借権設定

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●丁目●●番●号 ●●●●●

譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●●●●

事務局長	議案第18－5号 平成26年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積第2号（案）の提出があったので意見を求める。 平成26年4月22日提出 1 申請地の所在、面積 <table><tr><td>習志野市●●●丁目●●●●番</td><td>●●●m²</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目●●●●番</td><td>●●●●●m²</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目●●●●番</td><td>●●●m²</td></tr><tr><td>3筆合計</td><td>●●●●●m²</td></tr></table> 2 権利の内容 使用貸借権設定 3 申請者住所、氏名 <table><tr><td>譲受人</td><td>習志野市●●●丁目●●番●●号</td><td>●●●●</td></tr><tr><td>譲渡人</td><td>習志野市●●●丁目●●番●●号</td><td>●●●●</td></tr></table> それぞれ使用貸借権の設定期間は3年とします。 詳細については事務局より説明させていただきます。	習志野市●●●丁目●●●●番	●●●m ²	習志野市●●●丁目●●●●番	●●●●●m ²	習志野市●●●丁目●●●●番	●●●m ²	3筆合計	●●●●●m ²	譲受人	習志野市●●●丁目●●番●●号	●●●●	譲渡人	習志野市●●●丁目●●番●●号	●●●●
習志野市●●●丁目●●●●番	●●●m ²														
習志野市●●●丁目●●●●番	●●●●●m ²														
習志野市●●●丁目●●●●番	●●●m ²														
3筆合計	●●●●●m ²														
譲受人	習志野市●●●丁目●●番●●号	●●●●													
譲渡人	習志野市●●●丁目●●番●●号	●●●●													
事務局	今回は5件とも使用貸借権設定の更新を行うものです ・各参考資料により説明・・・・・・・・														
議長	事務局、ご苦労様でした。 議案第18号の1から5までの審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 事務局、補足説明などありますか。														
事務局長	はい、農用地利用集積が習志野で開始されたのが平成20年4月でございます。 これは平成19年3月に市の基本構想が策定されまして、 平成20年4月から利用集積の事業を行なえたということで期間は3年で平成23年に継続し、今回また更新という事になります。 ここで、事務局からご提案をし、ご意見を伺いたいのですが。 1点目は期間3年となっておりますが、この3年にこだわる必要性はなくて、														

議 長	10年以内であれば、期間は自由に設定できます。 実際3年ですと、これから3年後に継続が出来なくなった場合には耕作放棄地になってしまう可能性がある、そうであれば農政課あるいは●●等へは期間を少し長く契約していただけるような指導もしていただけないかという内容を申し添えていただければと思います。その間に死亡とかやむを得ない理由でできないということであれば契約解除できますが、それぞれみんな3年ですがこだわる必要がないので少しでも長く期間を延ばしていただければと思っております。 農政課に意見書を送る時に検討希望として一筆書き加えることも可能かなと思っております。 もう一点ですが、平成20年に始まって4月に集中した事業で、5月6日に期限が切れる物件がもう1件ございます。 契約を結んだ時、農業委員会を通しますので台帳整理が出来ますが、期限が切れた時は農政課からの報告はいただいていないため台帳に残ったままになってしまいます。農政課にはお話しているのですが、農政課からは切れた時の報告はする必要がないと言われているので、協議していただきたい旨のお願いしていますが進展していないようなのでそれを含めて、解約した場合についても通知をしてほしいと意見を付した中で今回の利用集積の回答ができればというのが私の考えなのですが、いかがでしょうか。 私もそう思います。 今回継続の申請者も高齢になってきていますので、意見を付してできるのであれば良いと思いますね。 今、局長から期間についての提案がありましたがそのことについて何かご意見ございますか。 合間委員どうぞ。
合間委員	借りている人からそのような相談は受けているのですか。
事務局長	特に受けてはないのですが、そもそも3年というのは●●さんが間に入って貸し借りをするというのはいくら●●さんであっても違法行為なんです。 期限が切れた時に申し込みを切り替えるか、基盤強化促進法で正式に貸し借りをしてほしいと以前から私どもからは申し上げていてこれを切り替えていただいているのですがその時の契約が3年であったのを単にそのまま継続しているということなのです。 お話すれば考えていただける余地は多分にあると思います。

合間委員	借りている人に打診してみたらどうですか。 農業委員会の意見だけでなく、5年に延ばしたらどうかとか。
事務局長	ケースバイケースで全部が3年でなくても良いと思いますので。
議 長	事務局とすればこんな案はどうですかということですから 合間委員の意見のように本人に打診したらという考えかたも ひとつですよ。
合間委員	本人が5年にしてほしいという希望があればそれはそれで良いと思いますし。
事務局長	基本的にはご本人の意思を尊重しなければいけないと思います。
合間委員	農業委員会としては5年に延ばしたらどうですかということで、それで良ければ 替えても良いのではないですか。
市瀬委員	●●さんが仲介をして借りたい人が耕作地を増やしたいという願望があつて、 貸す人は自分たちで耕作することができないので貸したいという意思があつてこ ういう体系がつながってきていると思うのですが、今後も貸している人が 自作したいという意思があつた場合、延ばしてしまうとそれが難しくなるのでは ないですか。
事務局長	そうですね。その場合は選択して継続する時に今まで通り3年でお願いしたいと いうことであれば自由に選択できますから、何となくすべてが3年、3年でいっ ている所に疑問がありまして、貸す側とすると高齢だとか後継者がいないという 事で自分で管理が出来ないからという理由が大部分です。 借りる側がもうちょっと出来ないから返すと言われても返された側も困ってしま うのかなという事もあるので少しでも長く耕作していただければなということデ す。
市瀬委員	先程、局長が言われた農政課には契約解除になった場合は報告があるけれども 農業委員会には報告がないというのはいけないのではないかと思います。
議 長	ありがとうございます。
相原委員	3年とか10年以内の設定となっていますが、仮に5年と設定した場合、3年後 に借り手側から返したいとなった時、どちらが優位に立てるのでしょうか。

事務局長	双方の話し合いとなっていますが、面倒くさいから返すという事は出来ませんが、病気あるいは死亡によって耕作できないので返しますという事であれば、やむを得ない理由になると思います。 当初5年と設定している側が優位になると思います。
相原委員	そうしますと、貸し手側が法律上優位という事ですね。
事務局長	そうですね。 たとえば、借り手側が、貸し手側から他に借り手がいるから3年で返して欲しいと言われる逆のパターンもあると思いますが、そういった場合は5年で契約している、借り手側が優位になると思います。 ただ、そういったトラブル等が発生しないように間に市が入るという規約に基づいて行っていますから、どちらが優位かというのは、ケースバイケースで、双方で話し合って決めることと思いますが、5年と設定した場合に5年間やろうとする側の意思が大切だと思います。
相原委員	基盤強化促進法の基に元気な農家さんがお互いに農業集積をしてきました、その真ん中にあるかわからないのですが、両方でどんどん拡大してきて、こちらは3年で借りていました、こちらの人も借りたいんだと両方から来た時に貸し手側が困った時に市はどのように指導しますか。
事務局長	それは、3年の期間満了を以って地主さんが検討することになるかと思いますが。
相原委員	もし、5年で契約した場合に3年後ぐらいにそのような相談を受けた場合は農業委員会とか、市としてはどのような回答をするのかなと思ひまして。
事務局長	難しいところですが、おそらく継続されている方が優位のような気がします。 そもそも最初のスタートと言うのが、この土地をこの人に貸しますという内容ではないのです。農地法3条でいうと、私の土地をあなたに貸しますではなくこの土地について借りたい人、貸したい人がいます。それを農業委員会とか●●が縁結びをするということで土地を持っている人は誰に貸すかわからない。 借り手が5人いたとして貸し手が1人、この土地について5人の誰に貸すかという選択は地主さんにあるわけではないです。 あくまでも縁結びということです。 基盤強化促進法はそういうものではないということです。

	第一優先は認定農業者さん該当がなければ次の方になります。 認定農業者さんはそれなりの農業日数とか目標金額が定めていますから農業を間違いないく一生懸命やっていただける人ということで第一優先としてあつせんすることになります。 先程言いましたように、5年の中で、3年で何かの理由で契約を解除する場合は農地法第18条で定められた合意解約の手続きが必要になります。
市瀬委員	利用集積の3年という上限期間を延ばすという事になった時10年までの選択制でなくて3年または5年とか選択肢を設けた期限の区切りにした方が良いと思うのですが、10年までとすると6年とか7年とかになると事務手続きも大変になると思いますのでそのような形で考えてみたらと思います。
議 長	貴重なご意見ありがとうございます。 3名の委員さんのご意見を参考に農業委員会として進めて行きたいと思います。
事務局長	そうですね、3年にこだわらず、他の期間があっても良いと思いますし、もう少し長くやっていただけるようでしたら手続き的にも回数が減るという事もありまして発案させていただきました。
塩田委員	このまま3年ごとで良いと思います。
議 長	そういう意見もあるという事です。
職務代理	●●の開発をやってきて、仮換地が終わって農地が戻ってきたら、そこでまた耕作するという人も出てくると思うのですが、そうすると今借りている所を返すという状態が出てくるかもしれませんね。
事務局長	実はそれが考えている所です。 仮換地が返って来るので両方は管理しきれないという状況のご相談は受けております。貸し手側の方も高齢者でどうなるのという耕作放棄地になってしまう、それであれば、多少2年でも3年でも、もう少し管理していただければなと思っているのですが。 職務代理が懸念されておりますが、実際そのようなお話はできております。
議 長	そのような話も当然出てくると思いますね、この案件につきまして、貴重なご意見をいただきました。

事務局長 議 長	議案１８号については現状の３年間で継続していくと。今後期間については個々に問いかけて行きたいと思います。 選択肢を設けて期間については考えてくださいというような事になります。 そういう意見を付して出すということでいいですね。 他に、ご質問などなければ、採決に入ります。 議案第１８－１号の 平成２６年度 習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について採決いたします。 議案第１８－１号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第１８－１号は可決いたしました。 続いて、議案第１８－２号の 平成２６年度 習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について採決いたします。 議案第１８－２号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第１８－２号は可決いたしました。 続いて、議案第１８－３号の 平成２６年度 習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について採決いたします。 議案第１８－３号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第１８－３号は可決いたしました。 続いて、議案第１８－４号の 平成２６年度 習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について採決いたします。 議案第１８－４号について、賛成の方の同意を求めます。
------------------------	--

事務局長	賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第 18－4 号は可決いたしました。 続いて、議案第 18－5 号の 平成 26 年度 習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について 採決いたします。 議案第 18－5 号について、賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第 18－5 号は可決いたしました。 続きまして、議案第 19 号 「特定農地貸付け承認申請について」事務局より 議案の説明を求めます。 議案第 19 号 特定農地貸付け承認申請について 申請者 ： 習志野市●●●丁目●●番●●号 氏 名 ： ●●●●（●●歳） 申請日 ： 平成 26 年 4 月 7 日（月） 土地の所在 ： 習志野市●●●丁目●●●番● 地 目 ： 畑 現況地目 ： 畑 地 積 ： ●●●●●㎡ 申請理由 ●●●●氏は健康上の問題から定期的に病院に通院しており、家族は子である ●●さんと同居しているが、農業従事をするのは困難なため今回、特定農地貸 付け承認申請を行った。 詳 細 全 6 5 区画、（16.5 ㎡×62 区画、18.36 ㎡・23.7 ㎡・22.4 ㎡ 各 1 区画） 貸付期間：1 年間、賃料（年間 1 区画●●●●●円） 農家台帳の従事日数は、●●氏（本人）40 日、●●さん（子）20 日で 申請地の管理は良好で、貸したい旨の希望がありました。
-------------	--

	添付書式 ① 特定農地貸付け承認申請書 （農業委員会受付日 平成26年4月7日） ② 市民農園貸付協定書 （●●●●・習志野市長） ③ 市民農園開設申出書 （習志野市受付日 平成26年3月26日） ④ 特定農地貸付規程（習志野市と申請者で作成したもの。期間・賃料・募集方法等） ⑤ 全部事項証明書・案内図・公図・土地区割図 特定農地貸付け（農地法の特例） 様々な諸条件があるものの、個人と市との間で規程や協定を結んだ後、その農地を管轄している農業委員会に特定農地貸付承認申請書の提出を行い、承認されれば、自身の農地を不特定多数の者に農園（市民農園）として個々に契約を結んで、金銭の授受を目的として貸付することができる。 管理運営等は、申請者自身が行うものとなる。 この特定農地貸付承認申請というのは、習志野市に於いて今回これが3例目でございます。後程事務局より特定農地貸付法について説明をさせていただきますが市民農園開設には特定農地貸付法他、市民農園整備促進法の二通りしかございませんが今回は特定農地貸付法により市民農園を開設するものでございます。
事務局	案内図の説明・公図の説明・・・
議長	特定農地貸付について説明をお願いします。
事務局	特定農地貸付法について資料により説明・・・ この場所について事務局で現地調査をしてまいりましたが、何点か気になる所がありましたので皆様のご意見を伺いたいと思います。 まず、市民農園という事でいろいろな判断を設定するのですが、道路から市民農園に向かう道の入り口がかなり狭いということで車では難しい場所であると周辺の農地の耕作に影響を与えないようにということもあり最初の申請において周辺農地の使用者の同意を得る事ということ。 もう一点、●●の線路がありましてやはり大人だけでなく子供さんも入る事もあるということでその点の安全対策については十分配慮していただくよう農業委員会の意見として付け加えていただければと思っています。
議長	議案第19号につきましても現地調査は行っていないんですが、地元委員でもある、5番 飯生 良委員 参考になるご意見など

飯生良委員	有りましたらお願いします。 市民農園というものを作らなければならない時代になってきてしまったと思って本来なら市が道路に面したところ線路に近いところはそれなりの利用方法があると思うのですが、農地で残している。線路については何かあったら管理責任にもなりますので十分に注意をしてほしいと思います。線路沿いについては金網もありませんし垣根もないので人が通れます。
議 長	飯生 良委員ありがとうございました。 ご意見・ご質問等の有る方は、挙手願います。 事務局に伺います。 補足説明などありますか。
事務局	その申請については貸付承認申請の中で定期的に報告しなさいという条文があります。その中で定期的については特に定めてはないのですが、農政課には年に1度は報告をするよう指導を行っております。 ちなみに個人開設の市民農園は●●と●●の2か所あります。 ●●については4, 390㎡で全73区画ですがその時に市に対して現在の状況について開設後管理が非常に大変だったというような意見が付しておりました。 ●●につきましては、43区画中36区画、4区画が管理不十分であり、解約が3区画であるというような内容の状況報告が出ております。 ここについても開設が来年の3月末になりますが状況報告が出てくることとなりますが、安全面についても農業委員会からはどうしなさいという細かい規制はできないのかなと思っております。 ただ、市民農園として開設するのはやぶさかではないけれどもそういった安全面については十分配慮するようにと一筆添えても良いのかなと思っております。
議 長	そういった内容を網羅して考えてほしいと思いますね。 お願いします。 他に質問等が無ければ、採決に入ります 議案第19号 特定農地貸付け承認申請について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第19号は承認されました。 事務局は申請者に承認した旨の通知の手続きをお願いします。

議 長	只今の議案第２０号ないし２１号の結果について、皆様の地域の農業者で買取り希望者がいた地区の方は、挙手願います 只今の結果、どこの地区からも希望者がいなかったことになります。よって事務局は、市長に対しまして買い取り希望者なしで回答してください。 続きまして、報告７号、８号について 「農地転用届出書の受理通知の交付について」すでに報告書はご覧いただいていることと思いますが 何かご質問等がございましたら挙手願います。 他に何かございませんか。 質問等無いようでしたら、これをもちまして、平成２６年第４回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。
------------	--